

下松市工場用地等情報提供事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内にある工場等の立地に適した未利用の土地及び建物に係る情報を登録し、これを広く第三者に提供することにより、企業立地の促進を図り、もって本市経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工場用地等 市内において工場、倉庫、事務所等の利用に供するため売却又は賃貸を予定している次の土地又は建築物をいう。

ア 市街化区域内における用途地域が工業専用地域、工業地域又は準工業地域に所在する敷地面積が概ね1,000平方メートル以上の未利用の土地

イ アの土地に附属する空き工場、空き倉庫、空き事務所等の建築物

(2) 登録 工場用地等の情報を下松市工場用地等情報提供事業に登録することをいう。

(3) 登録地 登録された工場用地等をいう。

(登録することができない工場用地等)

第3条 工場用地等が次に掲げる場合に該当するときは、登録をすることができない。

(1) 消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令（山口県並びに市の条例及び規則を含む。）に違反し、又は違反する恐れがある場合

(2) 宅地建物取引業者にその工場用地等の売却又は賃貸の媒介又は代理を依頼している場合であって、当該宅地建物取引業者との契約に違反し、又は違反する恐れがある場合

(3) 次条に規定する登録の申込みの内容に虚偽の記載がある場合

(4) 第5条に規定する同意がない場合

(5) その他情報を提供することが不適當であると市長が認める場合

(登録の申込み等)

第4条 第1条の目的に賛同し、自己の所有する工場用地等について登録を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、工場用地等登録申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みをする場合において、申込者が当該物件に

関して既に宅地建物取引業者等に仲介等を依頼しているときは、当該宅地建物取引業者等の同意書（別記第2号様式）を添付するものとする。

3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、工場用地等登録台帳（別記第3号様式）に記載し、登録をするものとする。

4 市長は、第1項の規定による申込みに係る登録の可否について、その旨を申込者に工場用地等登録・不登録決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（情報の提供）

第5条 市長は、登録地に係る情報を、閲覧、インターネットその他適当と認める方法により第三者に提供するものとし、申込者は、これに同意するものとする。

（登録期間）

第6条 登録地の登録期間は、第4条第3項の規定による登録があった日から1年以内とする。ただし、登録の継続を妨げないものとする。

（登録の継続の申込み）

第7条 第4条第4項の規定による登録決定の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、前条の登録期間の満了後も登録を継続しようとする場合は、登録期間の満了日の10日前までに工場用地等登録継続申込書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みに係る登録の継続の可否については、第4条第4項の規定を準用する。

（登録内容の変更等）

第8条 登録者は、工場用地等の登録内容に変更が生じたときは、速やかに工場用地等登録内容変更届出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに工場用地等登録台帳の記載事項を変更するものとする。

（登録の抹消）

第9条 登録者は、登録の抹消をしようとする場合は、工場用地等登録抹消届出書（別記第7号様式）により、その旨を市長へ届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録を抹消するものとする。

3 市長は、第3条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、その登録を抹消することができる。

4 市長は、前2項の規定により登録を抹消した時は、工場用地等登録

抹消通知書（別記第8号様式）により、当該登録者に通知するものとする。

（交渉）

第10条 登録地の買入れ、賃貸等を希望する者は、自らの責任において登録者と交渉するものとする。

2 市長は、前項に規定する交渉及び当該交渉に係る契約について関与せず、一切責任を負わないものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。